

浜田市告示第 105 号

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱の一部を改正する
告示

浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（平成 20 年浜田市告示第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「修学年数に 40 万円を乗じて得た額（160 万円）」を「、修学年数に 40 万円を乗じて得た額（160 万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、200 万円）」に改め、同条第 3 号中「修学年数に 60 万円を乗じて得た額（240 万円）」を「、修学年数に 60 万円を乗じて得た額（240 万円（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、300 万円）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行し、改正後の浜田市母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給要綱（以下「新告示」という。）の規定は、同年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 新告示の規定は、適用日以後に受講が修了する対象講座に係る母子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭自立支援教育訓練給付金（以下これらを「訓練給付金」という。）について適用し、同日前に受講が修了する対象講座に係る訓練給付金については、なお従前の例による。